

👉 国外財産調書の改正

Q : 令和2年の税制改正では、国外財産調書の改正がされたとか。どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

国外財産調書制度とは、その年の12月31日において、5,000万円を超える国外財産を有する居住者(非居住者を除く)は、翌年3月15日までに一定の事項を記載した国外財産調書を所轄税務署長に提出しなければならないとするものです。

令和2年度の税制改正では、相続開始年分の国外財産調書には、相続国外財産を除外して提出することができるとされ、また、提出義務の判定についても、国外財産の価額の合計額から相続開始年に取得した相続国外財産の価額の合計額を除外して判定することとされました。

この取扱いは、財産調書債務においても同様の措置が採られています。

また、国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置については、相続税の修正申告等があった場合において、相続開始年の前年、相続開始年、相続開始年の翌年のいずれかに修正申告等の基因となる国外財産の記載がある場合は軽減措置の対象になりますが、すべての提出がない又はすべてに記載がない場合は加重措置の対象になることとされていますので注意してください。

この取扱いは、令和2年4月1日以後に相続等により取得する国外財産に係る相続税について適用されます。

